

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

第 1 節 通則

(協定税率を適用する国)

3－3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
(ヨーロッパ州)			
(省略)			
ロシア	<u>○</u>		
(省略)			

(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

改正前

第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

第 1 節 通則

(協定税率を適用する国)

3－3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
(ヨーロッパ州)			
(同左)			
ロシア		<u>○</u>	
(同左)			

(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。